

I 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本計画は、滝川市障がい者計画の基本理念「ノーマライゼーション思想が浸透した社会の実現」並びに北海道障がい福祉計画の基本理念「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を踏まえ、障がい者などが地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活の実態を把握した上で、必要とされるサービス量の適切な見込みを行うとともに、サービス提供体制を計画的に確保していくために定めるものです。

2. 計画の性格および位置付け

本計画は、障害者自立支援法第88条第1項に規定する障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）として策定するもので、障害者基本法第11条第3項に基づき策定された本市の基本計画である「滝川市障がい者計画」の中で、生活支援における3年間の実施計画と位置付けられるものです。

本計画は、平成18年厚生労働省告示第395号「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、平成21年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知第0108001号「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」並びに北海道が示した「第3期障がい福祉計画作成指針」を踏まえて策定しています。

また、「北海道障害者基本計画（平成15～24年度）」および「第3期北海道障がい福祉計画（平成24～26年度）」と連携しているほか、「滝川市総合計画」の個別計画として位置付け、「滝川市障がい者計画（平成20～24年度）」と併せて障がい者福祉施策の具体的な事業計画の指針として策定します。

3. 計画期間

障がい福祉計画は3年間を計画期間として策定します。滝川市では、これまで平成18年度から平成20年度までを計画期間とする「第1期滝川市障がい福祉計画」を平成19年3月に、平成21年度から平成23年度までを計画期間とする「第2期滝川市障がい福祉計画」を平成21年3月に策定しました。

本計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間で、第3期の計画として位置付けられます。

なお、現在国では、平成25年8月までに障害者総合福祉法（仮称）の実施を予定していますので、計画期間中においても必要に応じて本計画の見直しを行います。

4. 計画策定の体制

障がい福祉計画の策定に当たっては、障がい者団体などを始め、事業者および雇

用、教育、医療その他の幅広い分野にわたる関係者の意見を反映したものとするため、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」を計画策定の総括機関と位置付けて計画案の諮問を行うとともに、障害者自立支援法第88条第6項の規定に基づき、本市の自立支援協議会として平成21年度に設置した「滝川市地域自立支援ネットワーク会議」において、計画素案に係る専門的な意見の聴取および検討を行いました。

市民会議およびネットワーク会議に配布した資料や開催内容の要旨については、滝川市公式ホームページにて公開しました。